

「令和5年度杉並区食品衛生監視指導計画(案)」に
寄せられたご意見等に対する杉並区の考え方

「令和5年度杉並区食品衛生監視指導計画（案）」に寄せられた
ご意見等に対する杉並区の考え方

ご意見の概要	杉並区の考え方	計画本文の 修正箇所
1 主な監視指導事業について		
<p>5ページ（10）に、「食品衛生法改正により新たに政令許可業種に指定された業種（例：食品の小分け業等）」とあるが、他にはどんな業種があるのか。また、許可を取るのは大変なのか。</p>	<p>令和3年6月の食品衛生法（以下、「法」といいます。）改正により、国は食中毒のリスクの高さ、過去の食品事故・食中毒の発生状況等を踏まえて新たな営業許可業種を指定しました。食品の小分け業の他にも、漬物製造業、密封包装食品製造業などがあります。</p> <p>また、法改正前から許可の対象であった業種についても、その考え方に変更がありました。例えば「そうざい製造業」の場合、完成品（そのまま食べられる状態の餃子、コロッケなど）だけでなく、最終的な調理が必要なもの（生餃子や揚げる前のコロッケなど）を製造する場合も許可の対象になりました。</p> <p>なお、今回の法改正により、新たに法許可を必要とする場合には、営業者が設備等を整えるための経過措置期間が設けられています。この期間中に営業者が円滑に法許可へ移行できるよう、指導・助言を行ってまいります。</p>	なし